



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	吉田兼俱の『日本書紀』講釈の研究 : 中世の神典注釈をめぐる諸言説の連関
Author(s)	小田島, 良
Description	この博士論文の全文は利用可能日以降に公開されます。利用可能日以前の閲覧方法は https://www.lib.hokudai.ac.jp/dissertations/copy-guides/ をご参照ください。
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	甲第16664号
Issue Date	2025-09-25
DOI	https://doi.org/10.14943/doctoral.k16664
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/98274
Type	doctoral thesis
File Information	Ryo_Odajima_review.pdf, 審査の要旨 https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/



学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

氏名： 小 田 島 良

主査 准教授 野 本 東 生
審査委員 副査 准教授 南 陽 子
副査 教 授 橋 本 雄
副査 教 授 金 沢 英 之（東京大学）

学位論文題名

吉田兼俱の『日本書紀』講釈の研究 ―中世の神典注釈をめぐる諸言説の連関―

・当該研究領域における本論文の研究成果

第一部第一章「正直」と〈無一物〉―『神皇正統記』の禪的表現をめぐる―は、北畠親房『神皇正統記』の三種の神器に関する言説のうち、鏡をめぐる表現について、それが禅宗第六祖慧能の偈に淵源することを指摘し、親房がそれを政治倫理的に意味づけしながら取りこんでいった過程を明らかにした。これは、従来明らかにされてこなかった『神皇正統記』の典拠を解明し、親房の思想に対する理解を深める成果である。

第一部第二章「吉田兼俱の『神皇正統記』受容―『日本書紀』講釈を中心として―」は、上述の『神皇正統記』の該当箇所を兼俱が自説に取り入れた際、一条兼良『日本書紀纂疏』の影響を受けて仏教的に理解を変容させていったことを明らかにした。その際に兼俱が『神皇正統記』の該当箇所を古代に成立した「神道ノ要文」として引くことで、仏教的な言説の根源に神道を置く歴史的パースペクティブを作り出したとするのは重要な指摘である。

第一部第三章「吉田兼俱の『日本書紀』講釈と五山僧」では、兼俱と同時代の五山僧との学問的交流を、講釈の内容に沿って明らかにすることで、従来兼俱から五山僧に対する一方的なものと捉えられていた両者の影響関係を描き直した点が高く評価される。

第一部付論「能《放生川》と『神皇正統記』」は、従来の研究でもとりあげられてきた「放生川」の一節について、これまで不明とされてきた典拠が『神皇正統記』の上述の箇所であったことを指摘し、この一節が「放生川」における八幡神の造形に関わっていることを論じた。本論は、本学位申請論文の射程が、神道や仏教をめぐる思想史の問題にとどまらず、謡曲等を含めた広い領域に及ぶことを示すものである。

第二部第一章「『中臣祓訓解』と空海の著作」および第二章「『中臣祓訓解』の第六天魔王譚」では、最初期の両部神道書であり、最古の『中臣祓』注釈である『中臣祓訓解』の典拠として、空海『三教指帰』、空海に仮託された『弘仁遺戒』、および澄憲『如意輪講式』の三者をとりあげ分析した。これらは『三教指帰』からの一部の引用を除いてこれまで指摘されてこなかったものであり、『中臣祓訓解』の成立時期にも重要な示唆を与える。2024年に刊行された岡田荘司『中世神道と神社の信仰体系』でもこの点が評価され、両章の原型となった論文がいち早くとりあげられている。

第二部第三章「吉田兼俱の『中臣祓』講釈と『中臣祓記解』」は、前二章で論じた『中臣祓訓解』の異本である『中臣祓記解』を兼俱が受容する課程で、本来『中臣祓記解』では重要視されていなかった「中臣祓」による「疾病消除」の機能を前景化し、それによって「中臣祓」を神の時代に定められた〈医学〉の起源として位置づけようとしたことを論じた。これは、兼俱の「中臣祓」講釈に全く新しい視点を提供するものであると同時に、第一部第二章の結論と相俟って、兼俱が神典講釈を通じて作りあげていった、神道を仏教や〈医術〉といった外来思想の根源に置こうとする歴史的な視座を浮き彫りにする。

・学位授与に関する委員会の所見

本学位申請論文は、従来その思想的系譜の複雑さゆえに正面から論じられる機会の少なかった吉田兼俱の神典講釈について、北畠親房『神皇正統記』や両部神道書『中臣祓訓解』等の先行説の摂取や禅語の享受、さらには五山僧との交流など多岐にわたる側面から光をあてて総合的に論じること、中世全般に及ぶ神道思想史の一側面を描き出すことに成功した点、高い評価に値する力作といえよう。

また、兼俱の『日本書紀』講釈のみならず、同時に行われた『中臣祓』の講釈についても併せて分析することで、兼俱がそれまでの仏教的な神話解釈を転換し、いわゆる〈根本枝葉花実説〉として知られる、神道を仏教や儒学の根源とする視座を、どのように神典解釈の中から獲得していったのかを明らかにしたことは、中世の思想史研究に対する新たな寄与となるものである。

本論文は付論も含め全七章で構成されるが、そのうち六章はすでに査読付き全国誌を含む学術誌上で公刊済みであり、うち一篇は令和6年度の中世文学会賞を受賞している。こうしたことから、本学位申請論文の学問的水準の高さは客観的に保証されているといえよう。

一方、論の展開の細部には、考察の不十分な点や、先行研究へのさらなる参照が必要な点、あるいは資料の読みに修正を要する点などの指摘が審査の席上なされたが、いずれも本論文の成果を大きく損なうものではない。

また、兼俱の思想全体を理解するには、さらに陰陽道等の多様な周辺領域にまで研究を広げていく必要があるとの意見に対しては、そうした展開を含めた今後の研究への見通しが申請者本人から語られた。

以上の審査結果により、本審査委員会では、全員一致して本申請論文が博士（文学）の学位を授与されるにふさわしいものであると認定した。